

## 平成18年度第2回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成19年1月31日(水)午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市役所特別会議室
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄  
委員 高橋信正  
委員 染宮守  
委員 和田尚久
- 5 審議対象期間 平成18年6月28日から平成18年12月20日
- 6 対象案件 総数 215件  
抽出案件 9件 (内訳) 指名競争入札 9件

## 議事等の概要

### 1 報告事項等

#### (1) 業種及びランク別登録業者数について

事務局 平成18年12月末現在の建設工事業種別格付け別業者数について説明した。

委員 市内業者実数は何者か。

事務局 本日現在の実数が197者ある。

#### (2) 随意契約について

事務局 随意契約事務の流れについて説明した。

委員 落札か不落札の判断は予定価格内かどうかで判断するのか。

事務局 予定価格内かどうかで判断する。

委員 年間どれくらいの件数があるか。

事務局 約10件ある。

委員 どのようなものが随意契約に該当するのか。

事務局 地方自治法施行令の規定に該当する場合に随意契約を締結することができるとし、例を挙げて説明した。

委員 随意契約の場合、他の競争入札と比較して、落札率は高いか。

事務局 平成17年度に11件の随意契約がある。その平均落札率は96.30パーセントとなっている。

#### (3) 工事の発注状況について

事務局 平成18年度の審議対象期間の発注状況について説明した。

委員 平均落札率が86パーセントとの説明があったが、資料を見ると95パーセントを超えるものと、逆に7割台以下とか5割台とかあり両極端に思える。

平均落札率である86パーセント付近の率が見当たらない。ゆがんだ見方をすると談合しているのと、本当の競争入札と極端なのではないか。という見方もできるのではないかと思われる。

市の担当課として、同じような工事の入札で、片方が90パーセント台で、もう片方が60パーセント台というのがあったとしたら、おかしいと思わないか。

事務局 入札については、常に適正に入札が行われていると契約検査課では思っている。

場所とか手持ちの仕事とかの関係もあると思うが、常に真剣に積算をした結果で入札をしたと解釈しており、それが予定価格以下であれば、落札ということで契約を締結する。

委員 全国知事会で入札の都道府県の公共調達改革に関する指針が出たと思う。これによると原則、1千万円以上の入札は一般競争入札だと盛り込まれているが、鹿沼市としての考えはどうか。

事務局 鹿沼市においては、地域にある各企業の育成や地域経済の活性化などを含めて市の予算執行を考えなくてはならないと思う。

試行的には条件付一般競争入札を実施している。今後も指名競争入札を主に実施していきたい。

委員 全国的に県レベルでの一般競争入札が多くなったときに、鹿沼市としても何らかの対応をすべきと思うがどうか。

事務局 全国知事会で1千万円以上を一般競争入札にしていくということを市は十分理解している。地域の経済や地域業者の育成をどうするかなどを踏まえながら、工事の内容を考慮し、指名競争入札で対応すべきか又は一般競争入札で対応すべきか等検討し入札を執行していく考えである。

委員 条件付一般競争入札と指名競争入札の違いについて説明願う。

事務局 地方自治法、地方自治法施行令に規定されている入札方法について、また、鹿沼市においては条件付一般競争入札試行要領により、1千万円以上の工事の内委員会に諮り決定する旨説明した。

委員 条件付一般競争入札は格付け等関係なく応札できるのか。

事務局 鹿沼市に入札参加資格のある業者の内、告示の段階で応札できる業者を限定する。業者の地域的要件、業種、格付けなどの条件について説明した。

#### (4) 抽出結果報告

高橋委員から抽出事案を選定した理由について報告があった。

今後は業種ごとに集計した表にしてもらいたい旨の要望があった。

## 2 審議事項

工事の種類ごとに説明。

### (1) 「小学校（加園小、久我小）構内LAN工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市加園外
- ・都市建設部設計課発注

### (2) 「小学校（菊沢西小、池ノ森小）構内LAN工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市見野外
- ・都市建設部設計課発注

### (3) 「平成18年度菊沢西地区農業集落排水事業（むら交分）処理施設建設工事（土木・建築）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市富岡
  - ・ 経済部農政課発注
- (4) 「与洲公民館新築工事」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市上永野
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (5) 「第3浄水場ポンプ室屋根防水修繕」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市上日向
  - ・ 水道部施設課発注
- (6) 「貝島町東市営住宅2号棟屋上防水改修工事」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市貝島町
  - ・ 都市建設部設計課発注
- (7) 「平成18年度菊沢西地区農業集落排水事業(むら交分)舗装復旧工事第1工区」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市見野・富岡
  - ・ 経済部農政課発注
- (8) 「準用河川瀬戸川改修工事その1」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市上奈良部町
  - ・ 都市建設部土木課発注
- (9) 「公共下水道污水管布設工事第257工区6」について
- ・ 工事箇所 鹿沼市茂呂
  - ・ 環境対策部下水道課発注

### 3 抽出案件についての主な質疑

委員 小学校(加園小、久我小)構内LAN工事等の電気工事で市内のCランクとなると常に同じ5者を指名することになるのか。常に同じような工事で同じ業者を指名すると談合しやすくなると思う。落札率を見てもいずれも98パーセントを超えているきわめて高い率であると、状況的には談合が行われているという疑いが極めて高いと言わざるを得ない。市として問題視していないか。

また、指名業者をもっと増やす考えはないか。

事務局 入札については、それぞれの業者が設計図書に基づいて真剣に積算した結果が入札の金額になっていると捉えているので、その数字を受け止めて落札の決定をしている。

3者しか登録がなければ、選定要綱に基づいて上位または下位から2分の1以内の業者を選定して指名することも考えるが、この場合、要綱では

3者のところ2者増やして5者にしている。

事務局 落札率が高いと即談合といわれるのは、解釈が難しい。

委員 市内の業者を指名しなければいけないのか。

事務局 その工事について市内の業者が対応できるものであれば、市内の業者を優先し、その工事が特殊で市内の業者が対応できない場合は県内、県外から選定するようになる。

委員 市外業者を指名してはいけない旨の要綱がなければ市外業者を指名することは検討に値すると思う。また、設計図書の閲覧は名簿があるのか。

事務局 設計図書の閲覧名簿は、以前はあったが、平成15年度ころからフロッピーディスクやコンパクトディスクにより渡す方法にしており、誰が閲覧しているかわからない。

委員 建築工事について、どのような理由で業者を選定したのか説明されたい。

事務局 菊沢西地区農業集落排水事業については、Aランクでも特定建設業の許可を持ってない業者がある、またBランクでも特定を持っている業者もある。A、B含め、特定建設業の許可を持っている業者全てを指名した。

与洲公民館は、選定した当時はCランクの業者が8者あり全者指名した。

12月となって1者が指名を辞退したので1ページの表では減っている。

委員 農業集落排水事業の処理施設建設工事について、最初から下請けがあると予想しているのか。

事務局 建築と土木の工種があるため、特定建設業の許可があり、下請けとして出しても問題ないという業者を選定している。

委員 確か、丸なげは禁止されていると思うが、下請け率が何パーセントか把握しているか。また、丸投げにあたるかどうかをどこで判断するか。

事務局 下請けに出す場合は、下請け通知書を提出させる。下請け率は把握できる。

元請の管理者が常駐し、安全管理、工程管理、施工管理全て介入している必要がある。市の職員が現場代理人とヒアリングをするが、明確に答えられなければ丸投げの可能性もありえる。打ち合わせ記録もつけている。

委員 落札率の極端に低い工事は手抜き工事が心配される。監督員がどのように監督しているのかを見てみたいと思うが、打ち合わせ記録などの書類を、委員として見ることはできるのか。

事務局 設計単価の公表はしていないが、現場代理人との打ち合わせ記録簿などの提示は要請があれば見せることができると思う。また、書類の中には施工中は現場事務所に置いておくべき書類もあるのでそれは持ち出すことができない。

適正な入札の執行の観点から工事の執行状況に関する書類も見たいとなれば、開示できる。

委員 防水工事2件について、市内の防水工事の登録のある業者全者を指名しているのか。限られた業者を指名することからすれば問題あると思うが、市外業者も指名することは検討しないのか。

事務局 要綱で規定する業者数を満たしているので市内としている。

委員 要綱に基づいて指名することと、適正な入札とは一致しなしと思う。委員会として要綱の改正を提案してはどうか。

事務局 適正な入札の執行を職員は常に考えている。また他面、安心安全な街づくり、防災、雪・台風のときの協力を業者に依頼する場合もあるので、いろんな状況を考慮しながら、公正、公平、透明性のある入札行為であるという理解を得られるよう検討していくべきと思う。

委員 最小の経費で最大の効果を考慮しなければならない反面、最小の経費でのリスクも考慮しなければならない。

委員 市長に対し要綱改正の提言ができるか。

事務局 この要綱をこのように改正したらどうかという提言があれば、市の委員会に諮り、市長の決裁を受け、入札適正化委員会に報告していくことになると思う。

委員 土木工事について、同月発注の同ランク工事というのをもう少し具体的に説明願う。

事務局 11月入札の案件で、土木工事は17件あった。そのうちBランクに該当する工事金額のものが7件あった。地域性だけを考慮して選定すると、業者が偏ってしまう恐れがあるため、指名回数を同じようにするように考慮している。11月では2回から3回指名されるよう考慮しながら選定している。

委員 石工のように市内に2社しかないものもある。入札はどのように行うのか。

事務局 石工単体での案件はなかった。

#### 4 指名停止の運用状況について

事務局 平成18年6月14日から12月20日までの指名停止の状況について、特に本市に関係するもの主体に説明した。

#### 5 談合情報対応状況について

事務局 4月から12月までの談合情報対応状況について説明した。

#### 6 その他

事務局 6月から12月までに苦情はない旨説明した。

事務局 次回は和田委員が抽出委員になる旨説明した。

和田委員から平成18年度1年分の案件を提出要求あり。工種ごとの表に集計し、2部送付することとした。

事務局 次回日程については、7月24日から市議会開催予定があるため、その前に開催したい旨説明。詳細日程は後日調整することとなった。

7 閉 会 4 時 1 5 分